

世田谷区債権管理重点プラン

(平成30～令和3年度)

推進状況

1	債権管理重点プランの基本的な考え方	P1
2	平成30年度における債権の状況	P2～5
3	平成30年度 of 主な取組み実績	P6～8
4	令和元年度以降の取組み	P9～10
5	債権ごとの取組み	P11～31

令和元年9月

世 田 谷 区

1 債権管理重点プランの基本的な考え方

債権管理重点プランの基本的な考え方は、以下の5項目である。この基本的な考え方を柱とした各種の取組みを図る。

(1) 現年分徴収の徹底

現年分の徴収の成果が、その後の滞納繰越額の増減に直結することから、現年分収納率の向上を目指し、目標数値の達成に全力をあげる。

(2) 滞納整理の強化

公法上の債権については、より効率的な督促・催告の実施や財産調査、差押等の滞納整理の強化を図る。私法上の債権については、司法的手段を講じることも含めてその履行確保に努める。

(3) 収納事務の改善

期限内納付による収納率向上に向け、口座振替やコンビニ収納などの利用促進を図るとともに、多様な収納方法の実現に向け、検討を進める。

(4) 職員の専門性の向上と債権管理体制の強化

専門研修の充実、各債権管理所管課が持つノウハウの庁内共有化などにより、職員の専門性を向上させるとともに、民間事業者の活用も含めた債権管理体制の強化を進める。

(5) 制度運用の適正化

財産調査により、資力がないと判断した場合等、法令等に基づく滞納処分の執行停止等の納付緩和措置を適切に行う。

保険料賦課、貸付金の貸付等の制度運用について、引き続き、その適正化を進める。

2 平成30年度における債権の状況

(1) 概況

区では、平成30年度から令和3年度までの向こう4ヵ年にわたる債権管理重点プランを策定し、さらなる収納率の向上と収入未済額の縮減に向け、取り組んできた。

平成30年度決算における区の保有する全債権にかかる収入未済額は、約119億円で、前年度と比べ、約15億円の減となり、債権管理重点プランに掲げる9債権の収入未済額の総額においても、前年度と比べ、減となった。

(2) 区の保有する全債権(会計区分ごと)にかかる収入未済額の前年度比較

(単位：千円)

会計区分	29年度(a)	30年度(b)	増減額(b)-(a)
一般会計	6,325,614	5,422,993	902,621
国民健康保険事業会計	6,242,534	5,644,018	598,516
後期高齢者医療会計	325,475	335,140	9,665
介護保険事業会計	466,758	466,047	711
学校給食費会計	9,962	20,551	10,589
合計	13,370,342	11,888,749	1,481,593

(はマイナスを表す)

(3) 平成30年度 区の保有する全債権にかかる収入未済額内訳

(単位：円)

会計名称	款名称等		債権名	収入未済額
一般会計	特別区税	特別区民税	特別区民税	3,470,567,405
		軽自動車税	軽自動車税	42,812,993
	諸収入	貸付金返還金	奨学資金等貸付金返還金	82,130,891
			女性福祉資金貸付金返還金(利子含)	50,256,966
			区民生活事業資金貸付金返還金	23,754,935
			応急小口資金貸付金返還金	34,131,491
			母子及び父子福祉応急小口資金貸付金返還金	9,784,780
			中小企業振興事業資金貸付金返還金、福祉奨学資金等貸付金返還金、災害応急援護資金貸付金返還金(利子含)	7,103,274

(単位：円)

会計名称	款名称等	債権名	収入未済額	
一般会計	諸収入	生活保護費	生活保護費	1,399,890,908
		児童手当等返還金	児童手当等返還金	27,683,352
		違約金・賠償金	奨学資金等貸付違約金、契約違約金、前払金返還利息、賠償金、区広報板破損に伴う損害賠償金	4,475,692
		利用者負担金	自立支援給付利用者負担金	3,840,040
		参加料・利用料	福祉緊急対応、ひとり親・養育困難家庭、成年後見制度、高齢者トワイライトステイモデル事業（緊急雇用創出事業）、次大夫堀公園自然体験農園事業、中学校土曜講習会	5,076,236
			心身障害者福祉手当・福祉手当過払い金	3,337,700
		その他 返還金・戻入金等	学童クラブ間食費	807,000
			定額給付金返還金、行旅病人死亡人、移動支援サービス返還金 等	2,147,702
		緊急・一時保育料	区立保育園（緊急、一時）保育料	733,325
		住宅共益費、住宅利用料	子育てファミリー住宅共益費、特定公共賃貸住宅共益費、区立地域優良賃貸住宅共益費	1,360,119
		納付金	非常勤職員社会保険料	1,011,360
		光熱水費等負担金	在宅復帰施設（烏山） 上北沢ホーム	338,854
		原状回復工事費	原状回復工事費	3,340,440
		使用料相当額弁償金	使用料相当額弁償金	34,587,765
	分担金及負担金	保育所費	保育園保育料	69,374,310
		老人福祉施設費	養護老人ホーム入所者負担金	1,825,845
		児童保護費	入院助産入所者負担金	287,860
		母子生活支援施設費	区立・私立母子生活支援施設入所者負担金	73,700
	使用料及手数料	公的住宅	区営住宅使用料（共益費含）	81,836,594
			特定公共賃貸住宅（基金）使用料、子育てファミリー住宅使用料、区立地域優良賃貸住宅使用料	30,684,557
		区民センター、地区会館等	けやきネット施設利用料	9,068,090
		高齢者住宅	高齢者集合住宅使用料	6,777,488
		幼稚園	区立幼稚園入園料及び保育料	628,560
		民生施設	障害者福祉施設使用料、奥沢福祉園使用料、在宅復帰施設（烏山）使用料、障害者緊急一時保護（なかまっち）使用料、生活寮使用料、高齢者在宅サービスセンター（開放分）使用料	190,936
		その他	学童クラブ利用料、公園有料施設料	12,447,520
		けやきネット手数料	けやきネットシステム登録手数料	622,500
	財産収入	物品売払	物品売払	1,740

(単位：円)

会計名称	款名称等		債権名	収入未済額
国民健康保険事業会計	国民健康保険料	国民健康保険料	国民健康保険料	5,510,016,469
	諸収入	第三者納付金	第三者行為損害賠償金等	10,350,385
		返納金	無資格受診等返還金等	123,651,389
後期高齢者医療会計	後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料	335,139,900
介護保険事業会計	保険料	介護保険料	介護保険料	427,044,264
	諸収入	返納金	居宅介護サービス給付費	21,693,470
		加算金	居宅介護サービス給付金	9,099,479
		雑入	居宅介護サービス給付費	8,021,071
			高額介護サービス費	188,629
学校給食費会計	給食費	給食費収入	学校給食費	20,550,594
合 計				11,888,748,578

(4) 債権管理重点プランに掲げる9債権の収入未済額等の前年度比較

債権管理重点プランに掲げる9債権の平成30年度における収入の現況と前年度の収入未済額及び収納率を比較し、その増減を示したものが下記の表1～3である。

収入未済額の前年度との比較(表1)

(単位：千円)

債権	29年度(a)	30年度(b)	増減(b)-(a)
特別区民税	4,470,925	3,470,567	1,000,358
国民健康保険料	6,103,868	5,510,016	593,852
介護保険料	438,180	427,044	11,136
後期高齢者医療保険料	325,475	335,140	9,665
保育園保育料	72,524	69,374	3,150
生活保護費	1,330,912	1,399,891	68,979
奨学資金貸付金	93,224	82,131	11,093
区営住宅使用料	77,972	81,837	3,865
学校給食費	9,962	20,551	10,589
合計	12,923,042	11,396,551	1,526,491

(はマイナスを表す)

現年分と滞納繰越分における収入未済額の前年度との比較(表2)

(単位:千円)

債権	現年分			滞納繰越分		
	29年度 (a)	30年度 (b)	増減 (b)-(a)	29年度 (a)	30年度 (b)	増減 (b)-(a)
特別区民税	1,502,209	1,283,288	218,921	2,968,716	2,187,279	781,437
国民健康保険料	3,654,219	3,213,777	440,442	2,449,649	2,296,239	153,410
介護保険料	238,755	227,218	11,537	199,425	199,826	401
後期高齢者医療保険料	174,230	182,852	8,622	151,245	152,288	1,043
保育園保育料	28,573	24,723	3,850	43,951	44,651	700
生活保護費	233,106	247,765	14,659	1,097,806	1,152,126	54,320
奨学資金貸付金	6,073	5,279	794	87,151	76,852	10,299
区営住宅使用料	17,974	16,428	1,546	59,998	65,409	5,411
学校給食費	6,377	13,824	7,447	3,585	6,727	3,142

(はマイナスを表す)

収納率の前年度との比較(表3)

債権	現年分			滞繰分			計		
	29年度 (a)	30年度 (b)	増減 (b)-(a)	29年度 (a)	30年度 (b)	増減 (b)-(a)	29年度 (a)	30年度 (b)	増減 (b)-(a)
特別区民税	98.7%	98.9%	0.2%	33.2%	41.3%	8.1%	95.9%	96.9%	1.0%
国民健康保険料	86.5%	88.1%	1.6%	32.7%	31.0%	1.7%	76.8%	77.8%	1.0%
介護保険料	98.4%	98.6%	0.2%	16.2%	16.7%	0.5%	96.0%	96.5%	0.5%
後期高齢者医療保険料	98.5%	98.5%	0.0%	40.6%	39.8%	0.8%	96.9%	97.0%	0.1%
保育園保育料	99.4%	99.5%	0.1%	25.5%	30.1%	4.6%	98.2%	98.6%	0.4%
生活保護費	42.2%	42.9%	0.7%	4.4%	3.9%	0.5%	13.7%	13.5%	0.2%
奨学資金貸付金	88.0%	88.9%	0.9%	13.7%	15.8%	2.1%	38.7%	40.5%	1.8%
区営住宅使用料	96.6%	96.9%	0.3%	9.4%	11.7%	2.3%	87.0%	85.0%	2.0%
学校給食費	99.0%	99.5%	0.5%	11.3%	29.5%	18.2%	98.4%	99.2%	0.8%

(はマイナスを表す)

収入未済額を表1により前年度と比較すると、5つの債権(特別区民税、国民健康保険料、介護保険料、保育園保育料、奨学資金貸付金)においてそれぞれ減少した。収納率の計については、表3のとおり、7つの債権(特別区民税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育園保育料、奨学資金貸付金、学校給食費)がそれぞれ前年度0.1~1.8ポイントの範囲で上回った。

次に、収入未済額を前年度と比較した表2によると、各債権の現年分の収入未済額は、6つの債権(特別区民税、国民健康保険料、介護保険料、保育園保育料、奨学資金貸付金、区営住宅使用料)においてそれぞれ減少した。また、現年分収納率の前年度比較を表3から見ると、8つの債権(特別区民税、国民健康保険料、介護保険料、保育園保育料、生活保護費、奨学資金貸付金、区営住宅使用料、学校給食費)で、それぞれ前年度を0.1~1.6ポイントの範囲で上回った。

3 平成30年度の主な取組み実績

特別区民税の徴収で効果のあった催告書用封筒の目につきやすいデザインへの変更や同封チラシの内容変更を国民健康保険料でも導入するなど、他部署の事例を取り入れ収納率の向上に努めた。平成30年度から新たに国民健康保険料、介護保険料等で延滞金の徴収を開始したことや、公会計化された学校給食費で、小学校新1年生を対象に入学前に口座登録の勧奨を実施した。

(1) 口座振替利用促進と納付機会の拡大

安定した納付につながる口座振替の利用の促進をはじめ、コンビニ収納、携帯電話・スマートフォンを活用したモバイルレジによる収納やキャッシュカードを活用した口座振替受付サービスの利用を促進した。平成29年度から利用を開始したインターネット上でのクレジット納付は、利用件数が増加している。

コンビニ収納利用件数割合の推移（過去5年）

債 権	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
特別区民税 普通徴収分	48.2%	43.9%	44.3%	50.3%	44.9%
軽自動車税	65.4%	65.8%	68.5%	68.0%	68.8%
国民健康保険料	37.5%	40.4%	40.9%	40.6%	41.0%
後期高齢者医療保険料			3.0%	14.3%	16.4%
介護保険料	33.1%	35.3%	34.3%	34.9%	39.9%

モバイルレジ収納の利用件数の推移（過去5年）

債 権	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
特別区民税 普通徴収分	1,516件	2,018件	2,526件	2,303件	2,272件
軽自動車税	200件	240件	319件	247件	332件
国民健康保険料	900件	1,269件	1,812件	1,728件	1,870件
後期高齢者医療保険料			6,194件	29,988件	35,821件
介護保険料	30件	27件	78件	102件	143件

後期高齢者医療保険料については、コンビニ収納の件数を含む

キャッシュカードを活用した口座振替受付サービスの新規登録件数の推移（過去5年）

債 権	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
特別区民税 普通徴収分	86件	98件	92件	100件	96件
国民健康保険料	683件	600件	581件	667件	700件
介護保険料	16件	16件	31件	27件	23件

インターネット上でのクレジットカードを利用した納付の利用件数の推移（開始年度から）

債 権	29年度	30年度
特別区民税 普通徴収分	7,074件	12,270件
軽自動車税	847件	1,365件
国民健康保険料	4,624件	8,485件

〔参考〕マルチペイメントについて

マルチペイメント（マルチペイメントネットワーク MPN）とは、各種の料金・税金などの収納を行う収納企業・公共団体と各種金融機関をつなぐネットワークをいう。マルチペイメントを導入すると、利用者は、ATM やパソコン、携帯電話等から税金、国民健康保険料、各種の料金などの支払いを行うことができ、そのデータは、収納企業・公共団体と金融機関へ即座に反映される。

(2) 電話催告センターの活用

特別区民税、国民健康保険料、保育園保育料、区営住宅使用料、学校給食費において、電話催告センター等を活用し、滞納初期の段階での「未納のお知らせ」と「納付勧奨」を行った。この取組みは、主に滞納初期の未納について、スピーディーにそのお知らせと納付勧奨を行い、滞納額累積による徴収困難者の発生を未然に防ぐことを狙いとし、電話催告システム等を活用し、効率的な電話催告を行っている。また、電話催告センターの運営については、民間事業者に委託しており、事業者の有する電話催告のノウハウ等を区の債権回収に活用した。

〔参考〕電話催告センターについて

電話催告センターの運営は民間事業者に委託しており、架電は、区役所納税課事務室内、保育認定・調整課 別館事務室で行っている。土曜、日曜、祝日も催告を実施しており、架電時間はそれぞれ、納税課事務室内からは午前9時から午後5時の間（指定した日は、午後8時の間）、保育認定・調整課 別館事務室からは午後6時から午後8時の間である。電話催告センターの業務体制は、業務責任者、副業務責任者、電話催告員で構成しており、1日あたり、平均5名体制で行っている。

(3) 滞納整理の強化と公売の実施

過去5年の滞納整理の件数の推移は、下記表のとおりとなった。

滞納整理の推移

(単位：件)

債権 (年度)	差押				
	26	27	28	29	30
特別区民税	7,350	6,650	7,011	7,628	5,823
国民健康保険料	784	1,269	2,191	1,821	1,762
介護保険料	(7)	(2)	(6)	(4)	7

介護保険料の差押件数は29年度までは交付要求の件数である。

(単位：件)

債権 (年度)	公売					搜索				
	26	27	28	29	30	26	27	28	29	30
特別区民税	2	2	1	1	0	5	4	3	5	0
国民健康保険料	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

〔参考〕

- ・差押について
特定の有体物又は権利について、私人の事実上・法律上の処分を禁止し、確保することをいう。
- ・公売について
差し押さえている不動産や動産等を、入札等の方法により売却する制度のことをいう。
- ・搜索について
財産調査の一環として、滞納者の所有物又は居住その他の場所につき差し押さえるべき財産の発見等のため立ち入って直接調査することをいう。

(4) 職員の専門性の向上

債権管理研修を実施し、ノウハウや知識の向上と業務改善の視点を持った職員の育成に取り組んだ。

債権管理研修

2日間に渡り延べ100名が出席した。研修の内容としては、東京弁護士会自治体等法務研究部の弁護士を講師として、自治体債権管理における債権の意義から私法上の債権における司法手続きに至るまで、債権管理における基礎知識の習得に努めた。

納税課内研修(中級)

3日間に渡り延べ41名が参加した。特別区民税を所管する納税課主催の研修だが、同じく滞納処分の規定がある公法上の債権(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料)を担当とする職員も参加し、ノウハウの共有化を図った。

(5) 私法上の債権における履行確保の強化

再三の催告にもかかわらず、正当な理由もなく支払いに応じない私法上の債権の債務者に対して、公平性・公正性の見地から法的手続きによる履行の確保を図るべく、弁護士に委任し、その整理・回収を図った。

平成30年度においては、区営住宅使用料、奨学資金貸付金、学校給食費の3債権、計47件を委任し、次年度に継続した案件を含め、債権の一括弁済又は分納の合意等により約4割の案件が支払いに応じている。

この取組みは、平成22年度から開始しており、委任開始以降からみると、約6割の案件が支払いに応じた。

一方、多重債務等の問題を抱える債務者に対しては、弁護士が有する多重債務の専門的なノウハウに基づく納付相談を行い、適宜、法テラス等による債務整理につなぐなど、債務者の生活再建を考慮した対応を行った。

〔参考〕公法上の債権と私法上の債権の違いについて

公法上の債権には、特別区民税をはじめとして、国民健康保険料、介護保険料、保育園保育料等がある。特別区民税においては、地方税法に滞納処分に関する規定があり、また、それ以外の債権についても、それぞれの根拠とする法律に「国税又は地方税の滞納処分の例を準用する」旨の規定があり、その履行を確保するために区が自ら強制徴収をする手段が認められている(強制徴収公債権)。それに対して、強制徴収が認められていない公法上の債権と、私法上の債権である区営住宅使用料、学校給食費、各種の貸付金等は、滞納者が自ら弁済しない限り、裁判所の力によらないで、区が独力で強制徴収することはできない。

4 令和元年度以降の取組み

(1) 適正な債権管理の推進

債権を担当する全所管課に対し、債務者との交渉記録や督促・催告の記録など、日常における債権管理の必要性を改めて周知する。

また、債権管理研修等で得た知識を職場全体で活用できる仕組みづくりや法令等に基づく適切な納付緩和措置の実施について、債権管理連絡会等を通じ、推進していく。

〔参考〕世田谷区債権管理連絡会について

世田谷区が有する債権について、全庁的な取組みによって、適正な債権管理とより一層の徴収強化を図っていくための連絡、調整等を行うことを目的として設置されている。また、世田谷区における債権管理の推進を図ることを目的として、部長級による世田谷区債権管理委員会が設置されている。

(2) 徴収体制の強化

債権管理連絡会等を通じて、引き続き所管を超えた連携により、収入未済額を減らす取組みについて検討していく。また、より効率的で効果的な徴収・収納事務に向けた体制のあり方について、公債権と私債権を一元化して徴収している自治体や、民間事業者を活用している自治体について調査研究を行う。

(3) 電話催告センター等の活用

特別区民税、国民健康保険料、保育園保育料、区営住宅使用料、学校給食費は引き続き、介護保険料については今年度から電話催告センター等を活用し、現年分徴収の徹底を進めていく。その他の債権についても、導入効果を見極めながら検討していく。

(4) 私法上の債権に係る履行確保の強化

再三の催告にも関わらず正当な理由もなく納付をしない場合は、弁護士に納付交渉を委任する。交渉した結果、公平性・公正性の見地から看過することができない案件については、議会への手続きを経た上で司法的手段による対応を図る。

(5) 滞納整理におけるノウハウの共有化

強制徴収を行うことができる公法上の債権（特別区民税、国民健康保険料、介護保険料など）を担当する所管課においては、各課単位で行っていた研修を、各課連携して行うなど、引き続きノウハウの共有化を図る。また、私法上の債権においても、債権管理研修などを通じて、職員の知識やノウハウの蓄積に努める。

(6) 生活保護債権の発生抑制

生活保護費に係る返還金等については、自立支援の視点をもちつつも、適切な債権管理を進める必要がある。生活保護費は、受給者の持つ資産や能力を活用した上で、補足的に給付されるものであり、生活保護債権は、決定時などにおいて調査が及ばず、資力があるにもかかわらず、本来、給付すべき金額に比して多く給付されたものである。そこで、生活保護給付費に対する債権の発生抑制を着実にを行うため、生活保護受給者への収入申告等のきめ細やかな指導、迅速な返還金の請求処理などに向け、引き続き、事務改善等を行う。

(7) 口座振替の利用促進と納付機会の拡大

安定した納付につながる口座振替や、特別区民税、国民健康保険料、介護保険料などで行っているコンビニ収納や携帯電話等を活用したモバイルレジによる収納、キャッシュカードを活用した口座振替受付サービスについては、利用を促進していく。

また、平成 29 年度から開始したインターネット上でのクレジットカードを活用した納付の利用状況や、国のマイナポータルを活用した納付の運用状況を鑑みながら、マルチペイメント等による収納について検討を継続する。

5 債権ごとの取組み

債権ごとの取組みは、14ページ以降のとおりである。

(1) 対象の債権

区が保有する債権は多岐にわたるため、主な公法上の債権（～）及び多額の収入未済がある私法上の債権（～）を対象としている。なお、個票作成の対象外となる債権についても、債権管理連絡会等を通して債権管理に関する知識やノウハウを共有し、この取組みの主旨に沿って債権管理の強化を図っている。

【公法上の債権】	【私法上の債権】
特別区民税 [強制徴収公債権] (財務部納税課)	奨学資金貸付金 (子ども・若者部子ども育成推進課)
国民健康保険料 [強制徴収公債権] (保健福祉部国保・年金課、保険料収納課)	区営住宅使用料 (都市整備政策部住宅課)
介護保険料 [強制徴収公債権] (高齢福祉部介護保険課)	学校給食費 (教育委員会事務局学校健康推進課)
後期高齢者医療保険料 [強制徴収公債権] (保健福祉部国保・年金課)	
保育園保育料 [強制徴収公債権] (保育担当部保育課、保育認定・調整課)	
生活保護費 [強制・非強制徴収公債権] (保健福祉部生活福祉担当課、総合支所生活支援課)	

(2) 取組み状況一覧の見方

対象とする債権ごとに、以下の内容で構成した。

- ・ 収納の現況（推移、目標及び実績）
- ・ 30年度実績に対する評価
- ・ 目標実現に向けた取組み（取組み内容と実績）

用語の説明

- ・ 現年分とは、当該年度に新たに調定をたてて収入すべき金額を表し、滞繰（滞納繰越）分とは、前年度以前に収入すべき金額が収入されず、年度を越えて滞納されている金額を表す。
- ・ 調定額とは、法令又は契約等に基づき調査・決定した収入予定額をいう。
- ・ 収納率（％）＝収入済額 ÷ 調定額
- ・ 不納欠損額とは、債権回収が不可能となり、会計上欠損処理された金額をいう。
- ・ 収入未済額＝調定額－（収入済額＋不納欠損額）＋還付未済額

< 注意 >

- ・ 収納の現況の推移における表中の数値は、各年度の決算時点での数値を使用している。原則として表示単位未満を四捨五入しているため、表示の数値を用いた計算結果と、結果欄に表示の数値が一致しない場合がある。
- ・ 目標における収入額及び収入未済額については、策定時点での推計のため、対象数の増減等により変動することがある。
- ・ 滞納者数は、現年分と滞納繰越分の滞納者数の合計を表す。同一人を、現年分と滞納繰越分の両方で数えている場合（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料）がある。
- ・ 決算上の数値から還付未済額を差引いた値を収入済額として用いている場合（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料）がある。

対象債権ごとの取組み（目次）

- 1 特別区民税（財務部納税課）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14 ~ 15
- 2 国民健康保険料（保健福祉部国保・年金課、保険料収納課）・・・・・・・・ P 16 ~ 17
- 3 介護保険料（高齢福祉部介護保険課）・・・・・・・・ P 18 ~ 19
- 4 後期高齢者医療保険料（保健福祉部国保・年金課）・・・・・・・・ P 20 ~ 21
- 5 保育園保育料（保育担当部保育課、保育認定・調整課）・・・・・・・・ P 22 ~ 23
- 6 生活保護費（保健福祉部生活福祉担当課、総合支所生活支援課）・・・・ P 24 ~ 25
- 7 奨学資金貸付金（子ども・若者部子ども育成推進課）・・・・・・・・ P 26 ~ 27
- 8 区営住宅使用料（都市整備政策部住宅課）・・・・・・・・ P 28 ~ 29
- 9 学校給食費（教育委員会事務局学校健康推進課）・・・・・・・・ P 30 ~ 31

対象債権名	特別区民税
-------	-------

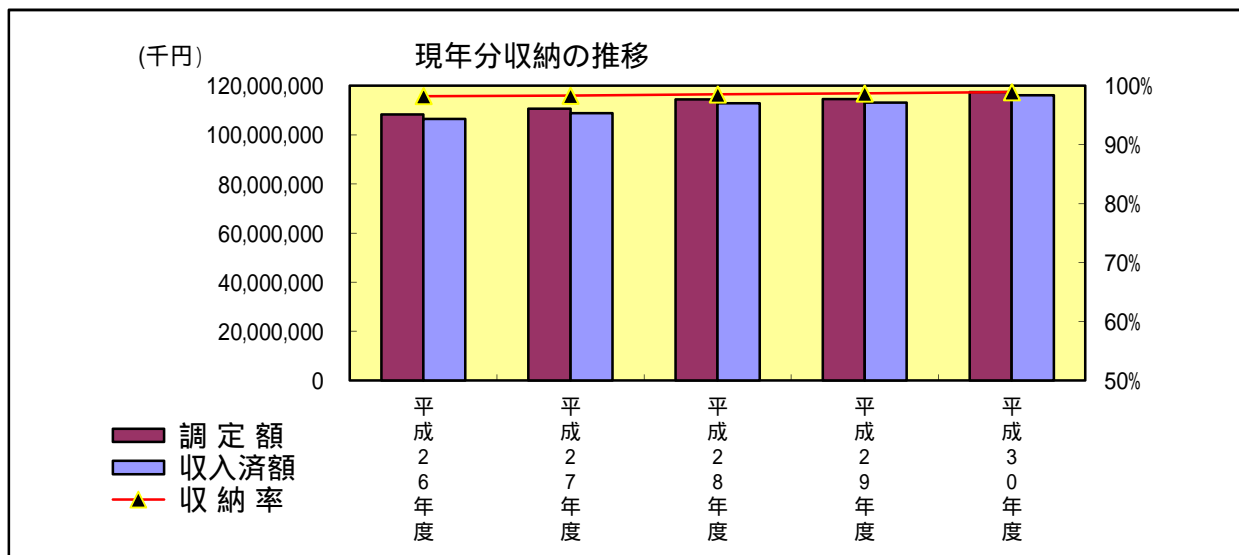
所管課名	財務部 納税課
------	------------

1. 収納の現況

(1) 推移

単位：千円

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
現 年 分	調定額	108,337,871	110,642,498	114,501,886	114,572,082	117,439,993
	収入済額	106,442,460	108,775,937	112,821,029	113,076,869	116,170,295
	収納率	98.3%	98.3%	98.5%	98.7%	98.9%
滞 繰 分	調定額	6,601,376	6,197,202	5,628,822	5,081,967	4,315,944
	収入済額	1,832,448	1,817,297	1,805,011	1,688,277	1,783,639
	収納率	27.8%	29.3%	32.1%	33.2%	41.3%
計	調定額	114,939,247	116,839,700	120,130,708	119,654,049	121,755,937
	収入済額	108,274,908	110,593,234	114,626,040	114,765,146	117,953,934
	収納率	94.2%	94.7%	95.4%	95.9%	96.9%
不納欠損額		458,040	592,932	404,487	436,637	349,696
収入未済額計		6,222,638	5,668,343	5,114,350	4,470,925	3,470,567
滞納者数		48,813	52,301	46,667	41,095	37,416



(2) 目標及び実績

単位：千円

		平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
		目標	実績	目標		
現 年	収納率	98.6%	98.9%	99.0%	99.0%	99.0%
	収入額	119,494,703	116,170,295	118,709,540	121,062,169	123,461,423
	収入未済額	1,699,138	1,283,288	1,199,086	1,222,850	1,247,085
滞 繰	収納率	32.0%	41.3%	42.0%	42.0%	42.0%
	収入額	2,024,737	1,783,639	1,620,878	1,382,061	1,143,245
補足説明		現年課税分の収納率向上により、滞納繰越分の調定額は減少傾向にある。そのため、先3カ年の滞納繰越分の目標収納率を42%と定めたが、目標収入額は減少傾向となっている。				

2. 30年度実績に対する評価

ふるさと納税制度による減収が続いているが、人口増に伴う納税者数の増加によって、調定額は前年度比約28億円増となった。

現年課税分については、経済状況が緩やかに回復していることに加え、東京都と都内市区町村による特別徴収義務者の指定の実施、電話催告センターによる納付勧奨等の取組みにより、目標収納率を上回った。滞納繰越分については、給与調査を中心とした財産調査への見直しにより効率化を図ったことで、目標収納率を大幅に上回ることができた。

結果として、特別区民税の収入済額は約1179億5300万円と、前年度から約32億円増加した。収納率は現年課税分が0.2%増加し、滞納繰越分が8.1%増加した。

3. 目標実現に向けた取組み

	平成30年度 of 取組み内容と実績	令和元～3年度の取組み
策督に促つて催告など徴収強化の方	<p>(1) 普通徴収一斉催告を1回増やし年3回とした。</p> <p>(2) 12月及び2月の普通徴収一斉催告に併せて「給与差押予告」を別発送し、納付喚起を行った。</p> <p>(3) 普通徴収現年度のみの滞納者へ9月に個別催告を実施した。</p>	<p>(1) 普通徴収一斉催告の封筒の色を毎回変更するとともに期別ごとの年4回発付に増やす。</p> <p>(2) 「電話催告センター」の夜間架電日数を増やすなど通話率の向上を図る。</p> <p>(3) 現年度徴収の強化を図るため、1回目の「給与差押予告」を9月に発送するなど、滞納者との接触機会を増やす取組みを工夫していく。</p>
つ回収困難な債権の履行確保に	<p>(1) 地域担当ごとに困難事案を担当する班を設け、給与差押を中心に生命保険や報酬の差押を行った。</p> <p>(2) 滞納処分特別整理では、公売を前提とした財産調査、納付交渉を行い、任意売却による自主納付に結びつけた。</p>	<p>(1) 困難案件はすべて滞納処分特別整理で担当することとし、地域担当は給与差押を中心に滞納整理を行い、滞納者数の圧縮を図る。</p> <p>(2) 滞納処分特別整理では、公売を前提とした財産調査、納付交渉など、専門性を活かした取組みを行う。</p>
機そ 会の 他 の 拡 大 等 ） に つ い て （ 納 付	<p>(1) 地方税共通納税システムの導入に向け、関係部署との調整を行った。</p> <p>(2) SMSを活用した納付勧奨について、先行自治体へ視察に行くなど導入にあたっての課題整理を行った。</p> <p>(3) マルチペイメントの導入自治体へ視察に行くなど導入に向けた研究を行った。</p>	<p>(1) 地方税共通納税システムについて、令和元年10月1日稼働に向けシステム改修を行うとともに、導入後の円滑な運営に努める。</p> <p>(2) SMSを活用した納付勧奨について、導入に向けた検討を行う。</p> <p>(3) いわゆるスマホ決済やマルチペイメントなど多様な収納方法について、導入に向けた検討を行う。</p>

対象債権名	国民健康保険料
-------	---------

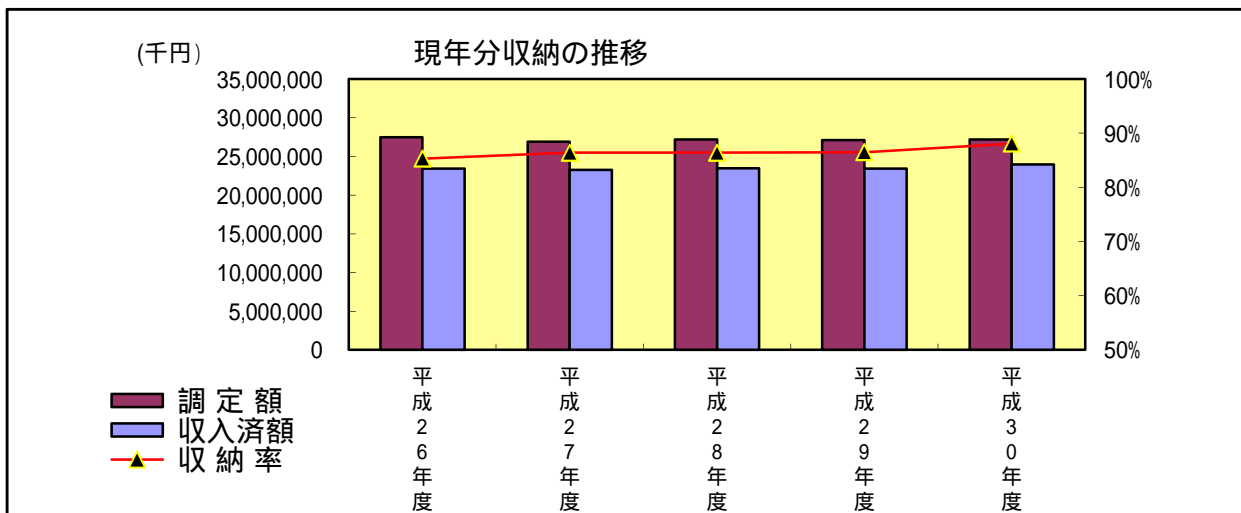
所管課名	保健福祉部 国保・年金課、 保険料収納課
------	----------------------------

1. 収納の現況

(1) 推移

単位:千円

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
現 年 分	調定額	27,472,979	26,920,169	27,184,052	27,091,028	27,190,782
	収入済額	23,440,110	23,257,787	23,476,361	23,427,768	23,963,370
	収納率	85.3%	86.4%	86.4%	86.5%	88.1%
滞 繰 分	調定額	7,438,322	7,382,908	6,235,723	5,945,401	5,968,341
	収入済額	2,184,624	2,208,497	2,046,498	1,944,475	1,849,290
	収納率	29.4%	29.9%	32.8%	32.7%	31.0%
計	調定額	34,911,301	34,303,077	33,419,775	33,036,429	33,159,123
	収入済額	25,624,734	25,466,284	25,522,859	25,372,244	25,812,660
	収納率	73.4%	74.2%	76.4%	76.8%	77.8%
不納欠損額		1,678,951	2,455,989	1,778,122	1,560,317	1,836,447
収入未済額計		7,607,615	6,380,804	6,118,794	6,103,868	5,510,016
滞納者数		94,426	77,058	72,734	70,458	64,679
(現年度滞納者数)		(42,715)	(41,463)	(41,389)	(39,779)	(37,318)



(2) 目標及び実績

単位:千円

		平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
		目標	実績	目標		
現 年	収納率	92.0%	88.1%	92.0%	92.0%	92.0%
	収入額	24,840,000	23,963,370	24,840,000	24,840,000	24,840,000
	収入未済額	2,160,000	3,213,777	2,160,000	2,160,000	2,160,000
滞 繰	収納率	34.2%	31.0%	34.5%	34.7%	35.0%
	収入額	2,050,000	1,849,290	2,050,000	2,050,000	2,050,000
補足説明		平成30年度現年分収納率は前年度より大幅に増加しているものの、現年分・滞納繰越分ともに目標達成には至っていない。引き続き、令和元年度～令和3年度の目標値については、当初に定めた目標を継続し、徴収手法を工夫しながら更なる収入確保を目指す。				

2.30年度実績に対する評価

平成30年度は、期限内納付の促進及び期限内納付者との負担の公平性の確保のため、延滞金の徴収を開始した。債権管理のフロー図に即し、適宜適切に督促及び催告を実施するとともに、早期に財産調査を行い、支払い能力に応じた納付交渉や滞納整理を丁寧に進めることにより、現年分収納率の向上に結びつけた。現年分の数値としては、対前年度比で収納率1.6%の増加、収入済額5億4千万円の増加、収入未済額4億4千万円の減少であり、令和元年度の滞納繰越額の圧縮及び滞納者数の減少につながる成果と評価している。

一方で、不納欠損額が対前年度比2億8千万円の増加となっている。平成29年度については平成27年度に実施した古い債権の集中整理に伴い著しく減少したものであり、調定額に対する不納欠損額の割合は、5%前後で推移している。

被保険者の高齢化や保険料の軽減世帯の構成比の増加など、徴収の困難性が増しているが、引き続き、現年分の徴収を強化し滞納繰越額の圧縮に努めるとともに、適正な債権管理を実施する。

3. 目標実現に向けた取組み

	平成30年度の取組み内容と実績	令和元～3年度の取組み
督促・催告など徴収強化の方策について	<p>(1) 現年度分の徴収強化 督促状(毎月)や催告書(年3回)の発付、電話催告センター(年51日)の活用による納付勧奨を実施した。また、催告書の封筒のデザインや色、同封するチラシの内容を工夫することにより、催告効果を高めた。延滞金について幅広く制度周知をするとともに、納付相談時の適切な制度説明による効果的な納付交渉を行った。 早期に財産調査を行い、差押え等の滞納処分の着手又は滞納処分の執行停止を実施した。</p> <p>(2) 個別の対策 短期被保険者証更新時を活用した来庁要請と納付交渉を行った。 若年層に対する個別通知により、納付意識の啓発及び納付に繋がったほか、脱退手続きや生活困窮者の相談機関への案内を行い、資格の適正化及び相談機関と連携を図った。</p> <p>(3) 口座振替制度の活用 口座振替受付サービスの利用案内や当初発付時の案内同封により、一層の口座振替制度の加入促進を図った。 口座引落再振替不能者に対する早期通知により自主納付を促した。</p>	<p>(1) 現年度分の徴収強化 督促・催告の継続的な取組みのほか、電話催告センターによる電話催告など効果的な納付勧奨の実施 延滞金徴収に係る制度周知と徴収の徹底による期限内納付の促進 差押え等の滞納処分の早期着手</p> <p>(2) 個別の対策 短期被保険者証更新時を活用した来庁要請と納付交渉 納付率が低い若年層に対する個別通知による納付勧奨(資格の適正化と生活困窮者の相談機関への繋ぎを含む)</p> <p>(3) 口座振替制度の活用 口座振替受付サービスの利用促進や当初発付時の案内同封など口座振替制度の加入促進 口座引落再振替不能者に対する早期通知による効果的な納付勧奨</p>
行回確収保困に難しい債権の履	<p>(1)(2) 滞納整理の強化及び執行停止の推進 財産調査を強化し、当該結果等に基づき、支払い能力がある場合は自主納付を促し、応じない場合は差押等により、積極的な債権確保を行った。一方、支払い能力がない場合は、執行停止を実施し、適正な債権管理に取り組んだ。 (参考) 財産調査件数: 51,868件 (参考) 差押件数: 1,762件 (参考) 執行停止件数: 4,674件</p>	<p>(1) 滞納整理の強化 引き続き、財産調査の強化による差押等の滞納処分の実施</p> <p>(2) 執行停止の推進 支払い能力がない滞納者に対する執行停止の推進</p> <p>(3) 合同公売の活用 合同公売(東京都)を活用した不動産公売の実施</p>
拡その他の方策について(納付機会の)	<p>(1) 納付機会の拡大として、インターネット上でのクレジットカードを利用した納付の周知を進めた。また、利便性の高い、コンビニ収納やモバイルレジ、口座振替受付サービスの利用促進に努めた。 (参考) 口座振替受付サービス利用件数: 700件 (参考) モバイルレジ利用件数: 1,870件 (参考) クレジットカード納付利用件数: 8,485件</p> <p>(2) 組織改正により相談体制及び徴収体制の強化を図った。これにより生活困窮者の相談機関と連携した丁寧な相談、一方支払い能力がある場合については徴収の強化を図るなど、滞納者の状況に応じた適正な債権管理を実施した。</p> <p>(3) 国保・年金課などの関連所管と連携し、居住の確認や社会保険の加入状況を把握するとともに、催告等の機会をとらえて、脱退手続きの案内を行うなど、資格の適正化に取り組んだ。</p>	<p>(1) 納付機会の拡大 コンビニ収納やモバイルレジ等の周知・利用促進及び納付機会の拡大の検討</p> <p>(2) 新たな相談体制及び徴収体制の評価検証と必要に応じた対応</p> <p>(3) 資格の適正化の推進</p>

対象債権名	介護保険料
-------	-------

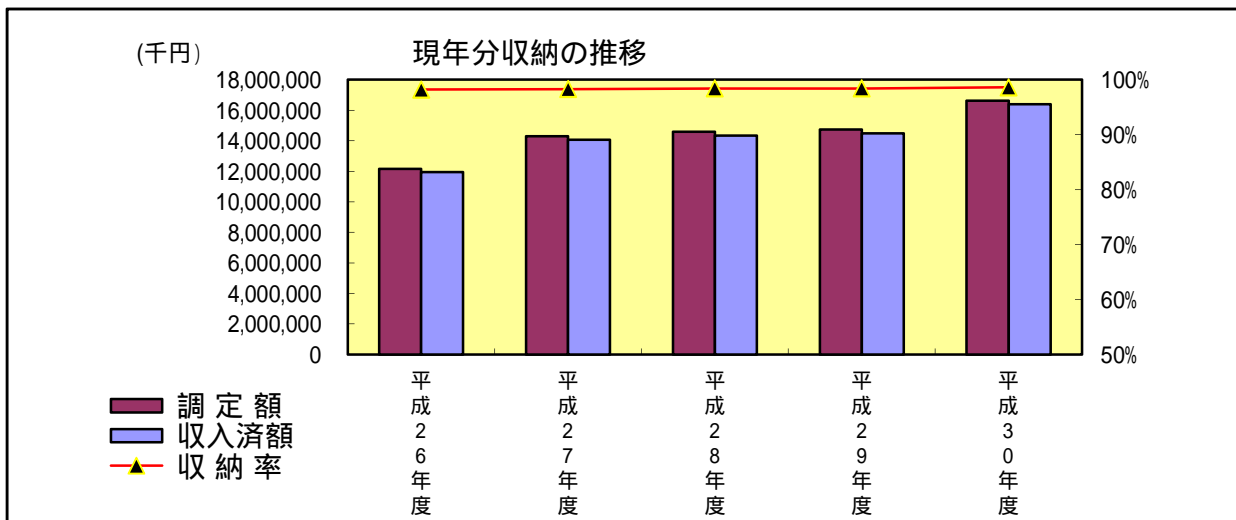
所管課名	高齢福祉部 介護保険課
------	----------------

1. 収納の現況

(1) 推移

単位：千円

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
現 年 分	調定額	12,165,339	14,298,047	14,584,818	14,730,057	16,614,570
	収入済額	11,944,647	14,062,030	14,348,366	14,491,302	16,387,352
	収納率	98.2%	98.3%	98.4%	98.4%	98.6%
滞 繰 分	調定額	399,931	406,863	419,505	440,641	439,496
	収入済額	78,570	76,643	65,296	71,165	73,268
	収納率	19.6%	18.8%	15.6%	16.2%	16.7%
計	調定額	12,565,269	14,704,910	15,004,322	15,170,698	17,054,066
	収入済額	12,023,217	14,138,672	14,413,662	14,562,467	16,460,620
	収納率	95.7%	96.1%	96.1%	96.0%	96.5%
不納欠損額		133,765	143,753	149,951	170,051	166,402
収入未済額計		408,287	422,484	440,709	438,180	427,044
滞納者数		10,551	10,145	9,394	9,311	8,506
(現年度滞納者数)		(5,651)	(5,258)	(5,046)	(5,061)	(4,461)



(2) 目標及び実績

単位：千円

		平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
		目標	実績		目標	
現 年	収納率	98.5%	98.6%	98.7%	98.7%	98.7%
	収入額	15,059,862	16,387,352	15,252,703	15,496,097	15,739,492
	収入未済額	229,338	227,218	200,897	204,103	207,308
滞 繰	収納率	17.5%	16.7%	17.5%	17.5%	17.5%
	収入額	74,917	73,268	75,722	76,930	78,139
補足説明		延滞金の徴収や滞納処分の実施等による収納率向上の取組効果が現れ、現年の収納率は目標である98.5%を上回った。このことから、令和元年度以降の収納率の目標について98.5%から98.7%へ0.2%上方修正した。				

目標における収入額及び収入未済額については、策定時点での推計のため、対象数の増減により変動することがある。また、平成30年度～令和2年度の段階別保険料を基に試算しているため、保険料額上昇により、収納率が目標を下回っても収入額は目標を上回る場合がある。

2.30年度実績に対する評価

平成30年度収納率は、現年度分は昨年度より0.2%上昇し、98.6%となり、目標以上を達成することができた。滞納繰越分は昨年度より0.5%上昇したが、目標の17.5%には0.8%及ばなかった。平成30年度の実績として、延滞金の徴収を開始して年度内納付を促すとともに、引き続き時効保険料のある介護認定申請者への給付制限の実施や、電話や訪問催告による多様な納付勧奨を行うことにより、現年度分の高い収納率を維持できている成果と評価している。

一方、滞納繰越分では、高額で長期に渡り未納の被保険者に対し財産調査を行い、多額の預金口座残高の見つかった者に対し差押事前予告書を送付し、未納保険料を自主納付させる一方、自主納付に応じなかった者から預金口座を差押え未納保険料を収納した。

引き続き多様な納付機会の広報に努めるとともに、電話催告センターでの電話催告を開始し、全体の収納率の向上を図る。

3. 目標実現に向けた取組み

	平成30年度の実績内容	令和元～3年度の実績
い督促・催告など徴収強化の方策につ	(1)年度計画に基づき督促状と催告書を送付した。(督促状:年6回、催告書:年4回) (2)分納中断者、不履行者への個別催告を実施した。(通年。夜間を含む) (3)SKY2システムの分納・交渉記録等滞納管理機能を活用して滞納者への電話催告や訪問催告を実施した。(徴収強化月間に準じた時期に行う。夜間を含む。) (4)電話催告センターの活用を具体的に検討した。 (5)延滞金を徴収する旨の周知に努め、徴収を実施した。 (6)滞納処分の手法を検討し、実施した。	(1)年度計画に基づき督促状と催告書を送付する。(督促状:年6回、催告書:年4回) (2)分納中断者、不履行者への個別催告を実施する。(通年。夜間を含む) (3)SKY2システムの分納・交渉記録等滞納管理機能を活用して滞納者への電話催告や訪問催告を実施する。(徴収強化月間に準じた時期に行う。夜間を含む。) (4)電話催告センターによる納付勧奨を実施する。 (5)延滞金の徴収を実施する。 (6)滞納処分による納付勧奨を実施する。
確回収に困難な債権の履行	(1)裁判所からの通知に基づき交付要求を実施した。 (2)前年度訪問催告者の収納状況を確認し、再勧奨と税、国保等の収納状況を調査した。 (3)高額滞納者の滞納処分に向け、事務手続の調査研究、課題の整理、体制の整備、保険料収納課をはじめとする関係部署との連携強化を図った。	(1)裁判所からの通知に基づき交付要求を実施する。 (2)前年度訪問催告者の収納状況を確認し、再勧奨と税、国保等の収納状況を調査する。引き続き納付がない場合は、滞納処分の実施を検討する。 (3)高額かつ長期に渡る滞納者の滞納処分について、実施する。
拡その他の方策について(納付機会の)	(1)高齢社会における介護サービスの必要性とそれを支える保険料の重要性を広報した。 (2)介護保険法に基づく滞納処分の実施について、広報を強化し注意喚起を図った。 (3)あらゆる機会をとらえてコンビニ等での収納、モバイルレジ、口座振替受付サービスを周知した。 (4)65歳到達に伴う被保険者証送付時に口座振替依頼書を同封し登録を勧奨した。 (5)給付制限や滞納処分の実施について、介護事業者との情報交換の機会等を活用して広く周知し、サービス提供者側からの納付勧奨につなげた。	(1)高齢社会における介護サービスの必要性とそれを支える保険料の重要性を広報する。 (2)介護保険法に基づく滞納処分について、広報を強化し注意喚起を図る。 (3)あらゆる機会をとらえてコンビニ等での収納、モバイルレジ、口座振替受付サービスを周知する。 (4)65歳到達に伴う被保険者証送付時に口座振替依頼書を同封し、登録を勧奨する。 (5)給付制限や滞納処分の実施について、介護事業者との情報交換の機会等を活用して広く周知し、サービス提供者側からの納付勧奨につなげる。

対象債権名	後期高齢者医療保険料
-------	------------

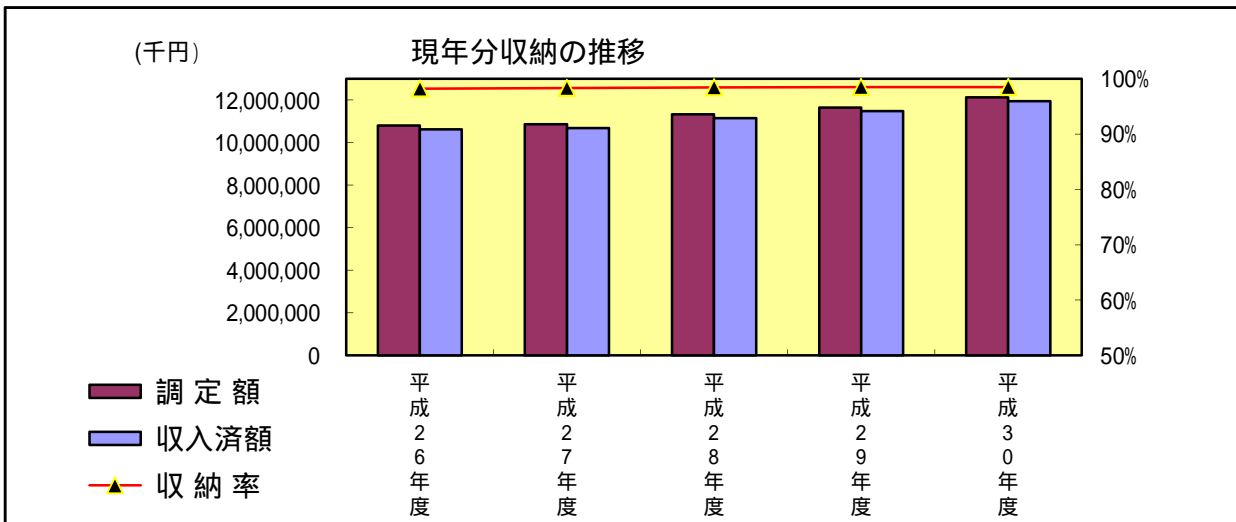
所管課名	保健福祉部 国保・年金課
------	-----------------

1. 収納の現況

(1) 推移

単位：千円

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
現 年 分	調定額	10,808,790	10,864,146	11,327,082	11,647,198	12,124,851
	収入済額	10,616,434	10,683,030	11,152,149	11,472,969	11,941,999
	収納率	98.2%	98.3%	98.5%	98.5%	98.5%
滞 繰 分	調定額	294,351	330,896	335,181	323,980	326,599
	収入済額	118,430	137,029	144,193	131,574	129,866
	収納率	40.2%	41.4%	43.0%	40.6%	39.8%
計	調定額	11,103,141	11,195,042	11,662,263	11,971,178	12,451,450
	収入済額	10,734,864	10,820,059	11,296,342	11,604,543	12,071,865
	収納率	96.7%	96.7%	96.9%	96.9%	97.0%
不納欠損額		38,454	39,347	42,936	41,160	44,445
収入未済額計		329,823	335,636	322,985	325,475	335,140
滞納者数		3,964	3,944	3,936	3,855	3,986
(現年度滞納者数)		2,808	2,774	2,746	2,709	2,800



(2) 目標及び実績

単位：千円

		平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
		目標	実績	目標		
現 年	収納率	98.6%	98.5%	98.7%	98.8%	98.9%
	収入額	11,853,230	11,941,999	12,328,254	12,497,854	12,684,920
	収入未済額	168,301	182,852	162,378	151,796	141,086
滞 繰	収納率	43.1%	39.8%	43.2%	43.3%	43.4%
	収入額	171,320	129,866	145,347	147,538	149,941

補足説明

被保険者数の増加により現年度の収入額と収入未済額はともに増加している。収納率については、現年度分は昨年度と同じ98.5%となったが、平成30年度からの延滞金加算により、現年度保険料を優先納付する傾向が見られ、反動で過年度滞納分の収納率が下がっている。

2. 30年度実績に対する評価

・平成30年度は保険料改定があり、均等割42,400円から43,300円(2.1%増)、所得割率9.07%から8.8%(0.27%減)と低所得者ほど保険料負担が増加した。これにより収納率の低下が懸念されたが、本年度からの延滞金加算もあり、現年度収納率は前年度と同じく98.5%を確保した。一方、滞納者は、延滞金回避のため過年度保険料より現年度保険料の納付を優先する傾向がみられ、その反動として過年度保険料の収納率は39.8%(前年比0.8ポイント減)となった。現年度と滞納分を合わせた全体の収納率は、97.0%(前年度比0.1ポイント増)を達成した。

・短期証交付済みの被保険者を中心に、一定以上の所得がある長期高額滞納者宅へ訪問し、分割納付等の滞納状態解消に向けた納付を促した。

・保険料の納付方法として、口座振替やコンビニでの支払いが可能である旨の周知に努め、被保険者の利便性向上に努めた。その結果、コンビニ納付件数、金融機関口座振替件数は共に増加し、収納強化に効果がでている。特にコンビニ収納の取扱件数は前年度比19.5%増と突出しており、大きな成果を挙げている。

・更なる収納強化に向け、金融機関口座振替不能時の翌月再振替を実施すべく、システム改修等必要な検討を行った。

3. 目標実現に向けた取組み

	平成30年度の取組み内容と実績	令和元～3年度の取組み
策督 に促 つ い て 催 告 な ど 徴 収 強 化 の 方	<p>・収納対策実施計画を策定し、保険料滞納者に督促状、催告書を発送し徴収強化に努めた。</p> <p>督促状発送件数 年6回13,108件 催告書発送件数 年2回3,832件</p> <p>・本年度より滞納保険料に延滞金を課す事を周知して期限内納付を促すとともに、滞納保険料に延滞金を課した。</p> <p>・年齢到達者の資格取得時に被保険者証と一緒に「口座振替依頼書」を送付し、納付書払いから口座振替の勧奨を行って、被保険者の利便性向上と徴収強化に努めた。</p>	<p>(1)年間計画に基づき、文書による督促・催告を継続的に行う。(督促状;年6回、催告書;年2回)</p> <p>(2)制度加入時における口座振替を促進する。</p> <p>(3)訪問による催告を増やし、きめ細かな納付交渉を実施する。</p>
つ回 り収 入困 難な 債権 の履 行確 保に	<p>・高額滞納者について、有効期間の短い被保険者証の交付を行った。交付数20件。</p> <p>・高額滞納者や国民皆保険制度に反対する等で納付相談にも応じない者に個別訪問して支払要請し、更に催告書を送付した。臨戸18件。高額催告12件。</p> <p>・保険料支払が困難な方の分納相談により徴収強化に努めた。分納件数103件。分納催告328件。</p> <p>・令和元年度からの滞納処分実施に伴い、納税課や保険料収納課から滞納処分等に係るノウハウ習得に努めた。</p>	<p>(1)高額滞納者については、短期証の交付を行う。</p> <p>(2)財産調査を強化し、支払い能力がありながら納付意思のない滞納者へ、効果的な納付交渉及び差押を実施する。</p> <p>(3)滞納整理を進め適正な債権管理を推進する。</p>
大そ の他 の方 策に つ い て (納 付機 会の 拡	<p>・普通徴収対象者の納付機会拡充のため、保険料納付通知に金融機関口座振替依頼書を同封した。</p> <p>・保険料の支払はコンビニエンスストアで可能な旨の周知に努めた。</p> <p>以上の結果、特にコンビニ収納の件数が前年比19.5%と大きく伸びている。金融機関口座振替は前年比4%増となった。</p> <p>[普通徴収内訳] 口座振替 133,517件(前年度比4%増) コンビニ収納 35,821件(同19.5%増) OCR(出張所、金融機関窓口の納付書払い) 48,871件(同-5.5%減)。</p> <p>・口座振替の引落不能の場合に、翌月に再振替を行えるようシステム改修の検討を行った。</p>	<p>(1)口座振替における再振替を実施する。</p> <p>(2)被保険者の増加に伴う組織体制の見直しに向けた検討を行う。</p>

対象債権名	保育園保育料
-------	--------

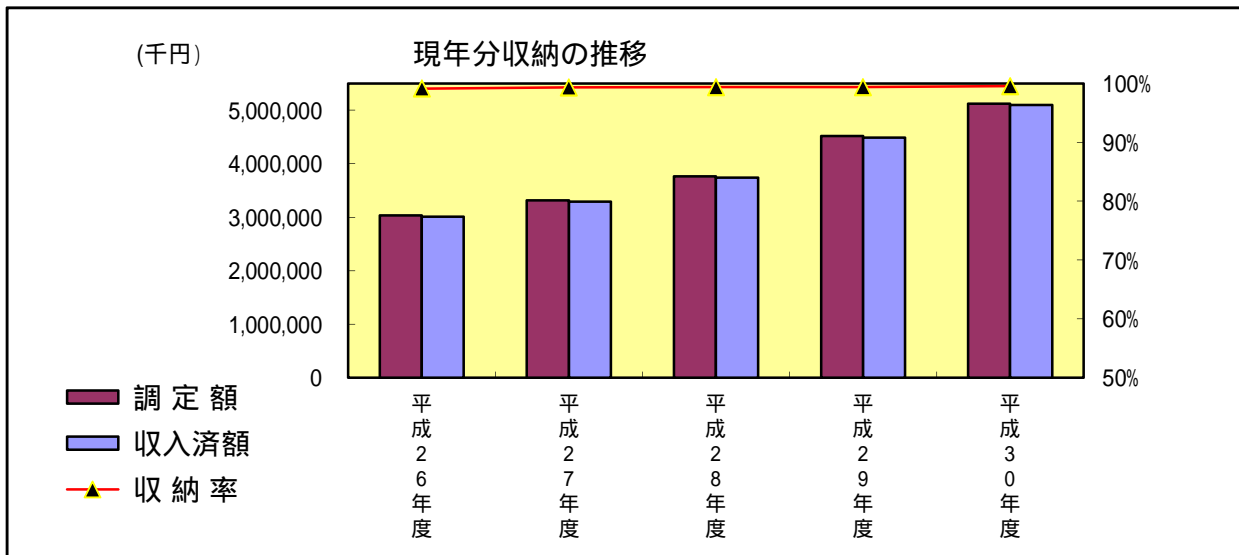
所管課名	保育担当部 保育課、 保育認定・調整課
------	---------------------------

1. 収納の現況

(1) 推移

単位：千円

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
現 年 分	調定額	3,034,905	3,315,168	3,763,566	4,518,121	5,120,926
	収入済額	3,009,154	3,292,581	3,740,434	4,490,334	5,097,485
	収納率	99.2%	99.3%	99.4%	99.4%	99.5%
滞 繰 分	調定額	69,647	74,586	76,139	70,969	72,524
	収入済額	10,902	12,673	22,181	18,116	21,830
	収納率	15.7%	17.0%	29.1%	25.5%	30.1%
計	調定額	3,104,552	3,389,754	3,839,705	4,589,090	5,193,450
	収入済額	3,020,056	3,305,254	3,762,615	4,508,450	5,119,315
	収納率	97.3%	97.5%	98.0%	98.2%	98.6%
不納欠損額		10,048	8,934	6,469	8,902	6,191
収入未済額計		74,586	76,139	70,969	72,524	69,374
滞納者数		504	479	527	433	434



(2) 目標及び実績

単位：千円

		平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
		目標	実績		目標	
現 年	収納率	99.4%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%
	収入額	4,425,850	5,097,485	3,940,759	2,889,360	2,889,360
	収入未済額	26,715	24,723	19,803	14,519	14,519
滞 繰	収納率	20.5%	30.1%	30.1%	30.1%	30.1%
	収入額	18,449	21,830	26,049	25,858	22,680
補足説明		令和元年度以降の目標値は、現年分については、10月から実施予定の幼児教育・保育の無償化による影響を反映し修正、滞繰分については、当初、令和元年度は20.5%、令和2年度及び令和3年度は21.0%に設定していたが、実績を踏まえて修正した。				

2. 30年度実績に対する評価

前年度と比較し、収納率において、現年分は0.1ポイント、滞納繰越分は4.6ポイント上昇した。現年分・滞納繰越分の合計では、0.4ポイント上昇している。

現年分は、毎年在園児が増え、調定額が増加傾向にある中においても高い収納率を維持できている。督促状の手渡し、口座振替の推奨、電話催告センターによる架電により、効果的に納付勧奨が行えた。

滞納分についても収納率が上昇している。これは、きょうだいの保育料に未納がある場合の調整指数の減算対応や高額滞納者の職場への給与照会等の取組みの効果であると考えられる。

現年分について、引き続き、収納率の維持・向上に努めるとともに、滞納分については現行の取組みを継続しながら、より効果的・効率的な徴収方法を検討し、収納率の向上を図っていく。

3. 目標実現に向けた取組み

	平成30年度の取組み内容と実績	令和元～3年度の取組み
策督 に促 つ い 催 告 な ど 徴 収 強 化 の 方	<ul style="list-style-type: none"> 区立園長から督促の通知を保護者へ手渡し、納付相談を案内した。 督促 年6回 85件 電話催告センターを活用し、未納者への納付勧奨を行った。 年6回(延べ18日)対象世帯 873件 催告書発送後の高額未納者への対応強化(外勤者への勤務先に対する給与照会の調査実施通知)に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)保育料が世帯の収入に応じた応能負担となっていることや、保育事業運営の貴重な財源となっていることなどの周知を図っていく。 (2)園を通じた納付勧奨や電話催告センター活用等により徴収強化に取り組む。
つ回 い収 困 難 債 権 の 履 行 確 保 に	<ul style="list-style-type: none"> 滞納世帯の給与調査を実施した。 未納世帯 595件 給与調査実施 4件 	<ul style="list-style-type: none"> (1)滞納世帯の財産調査、法人調査を実施する。 (2)勤務先への催告を実施する。 (3)名寄せにより、複数の債権が存在した場合には、他部署と連携して対応する。
機そ 会の 他 の 拡 大 等 に つ い て (納 付	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、入園内定面接時や納付書送付時などに、口座振替の推奨を行った。 税資料未提出者に対して、入園申込時や、保育料額決定通知発送時など、機会を捉えて資料の提出依頼を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)口座振替の推奨を行う。 (2)税資料未提出者に対する資料提出の催促を強化する。

対象債権名	生活保護費
-------	-------

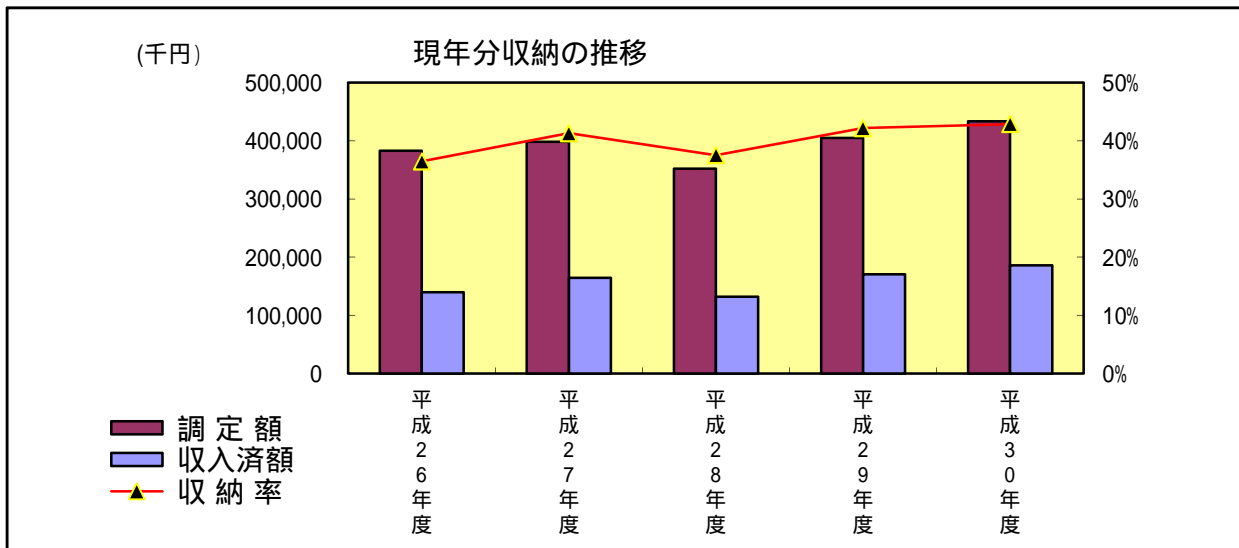
所管課名	保健福祉部 生活福祉担当課、 総合支所生活支援課
------	--------------------------------

1. 収納の現況

(1) 推移

単位:千円

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
現 年 分	調定額	382,990	398,272	352,187	404,863	433,758
	収入済額	139,683	164,604	132,228	170,776	185,993
	収納率	36.5%	41.3%	37.5%	42.2%	42.9%
滞 繰 分	調定額	870,462	1,025,964	1,157,920	1,240,101	1,330,915
	収入済額	39,521	51,237	55,521	54,090	51,984
	収納率	4.5%	5.0%	4.8%	4.4%	3.9%
計	調定額	1,253,452	1,424,236	1,510,107	1,644,964	1,764,673
	収入済額	179,204	215,841	187,749	224,866	237,977
	収納率	14.3%	15.2%	12.4%	13.7%	13.5%
不納欠損額		48,284	50,466	82,257	89,186	126,805
収入未済額計		1,025,964	1,157,929	1,240,101	1,330,912	1,399,891
滞納世帯数		4,110	4,287	3,965	3,266	3,712



(2) 目標及び実績

単位:千円

		平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
		目標	実績	目標		
現 年	収納率	42.3%	42.9%	42.3%	42.3%	42.3%
	収入額	154,500	185,993	154,500	154,500	154,500
	収入未済額	211,100	247,765	211,100	211,100	211,100
滞 繰	収納率	5.2%	3.9%	5.2%	5.2%	5.2%
	収入額	65,000	51,984	65,000	65,000	65,000
補足説明		督促・催告の着実な実施や保護費支給額からの差引徴収などに取り組んだ結果、現年度分においては収入額・収入率共に目標を達成した。合わせて引き続き、保護費に対する債権の割合を抑えることも、目標として、債権の発生抑制に取り組む。				

2. 30年度実績に対する評価

生活保護債権は、本来給付すべき保護費と実際に把握された需要との差額であり、保護費全体に対し調定額の割合を5%以内に抑える取組みが必要としたが、30年度は2.1%、1億1971万円の微増となった。後に判明した事由で支給済み保護費を遡及して返還させるため、債権が確定した時点で費消している場合が多い。債務の返済にあたっては、継続して生活保護を受給している者は、支給される保護費を充てることが多いため、長期に亘る少額の分割納付が多く、全体として収納率は13.5%と低い状況にある。そのため、債権の発生抑制が重要であり、生活保護開始時に各世帯へ丁寧な説明を行い、収入申告義務の周知を徹底するとともに、ケースワーカーによる収入申告書提出の個別指導や定期的な文書による周知の実施、年金・資産調査専門員による、生活保護開始時後の年金受給権の早期調査の実施等、保護費の過払い抑制に取り組んだ。

一方、徴収にあたっては、ケースワーカーによる債権発生後の速やかな納付指導を行うことで滞納化を防ぎ、督促・催告を着実に実施、不正手段に起因の債権には、生活保護法(78条の2)に基づく保護費支給額からの差し引き徴収を活用することで、現年分は42.9%の収納率となり、確実な返済へつなげた。また、債権管理調査専門員による死亡廃止等の相続人調査を速やかに行うことで、債権整理を着実に実施できた。

3. 目標実現に向けた取組み

	平成30年度取組み内容と実績	令和元～3年度取組み
策督 に促 つい て 催告 など 徴収 強化 の方 策	(1)複数債権を持つ未納者に対し、効果的な督促・催告を実施した。 (2)不正手段に起因する債権について、本人の申出に基づく保護費支給額からの差引徴収(生活保護法78条の2)の適用拡大を図った。 (3)現年分の徴収強化のため、発生後速やかな収納に至るようケースワーカーによる納付指導を行った。 (4)31年1月からのシステム改修により、債権管理機能整備及び、合理化等に取り組んだ。	(1)未納者に対する督促・催告を実施する。 (2)不正手段に起因する債権について、本人の申出に基づく保護費支給額からの差引徴収の適用拡大を図る。 (3)現年分の徴収を強化する。 (4)システムの債権管理機能を活用し、合理化等に取り組む。
つ回 収困 難な 債権 の履 行確 保に	(1)家計相談や金銭管理支援、就労支援、疾病治療指導等により、返済に向けた支援を行った。 (2)個別事情を考慮し、一括納付や分割納付等の計画的な返済を促進した。 (3)一部の金銭管理が難しい債務者について、金銭管理支援事業を活用することで、計画的な返済が可能となるよう支援した。	(1)家計相談や就労支援、疾病治療指導等により、返済に向けた支援を行う。 (2)個別事情を考慮し、一括納付や分割納付等の計画的な返済を促進する。 (3)金銭管理支援事業の活用による、債権管理に取り組む。
機そ 会の 他の 拡の方 策につ いて (納付	(1)ケースワークの中で事前に収入を把握する等、債権の一層の発生抑制に向け取り組んだ。 (2)各種調査のさらなる迅速化と被保護者の就労状況の把握に徹底して努めた。 (3)債権管理調査専門員による、死亡廃止等による相続人調査等を速やかに実施し、債権整理を進めた。 (4)債務者の状況を踏まえた、納付指導の手法等の検討において、口座振替の活用が有効なケースを調査した。	(1)債権の一層の発生抑制に向けたケースワークの推進。 (2)各種調査のさらなる迅速化と被保護者の就労状況の把握を徹底する。 (3)債権管理調査専門員による、死亡廃止等による相続人調査等を徹底し債権整理を進める。 (4)債務者の状況を踏まえた、納付指導等に取り組む。 (5)口座振替の実施。

対象債権名	奨学資金貸付金
-------	---------

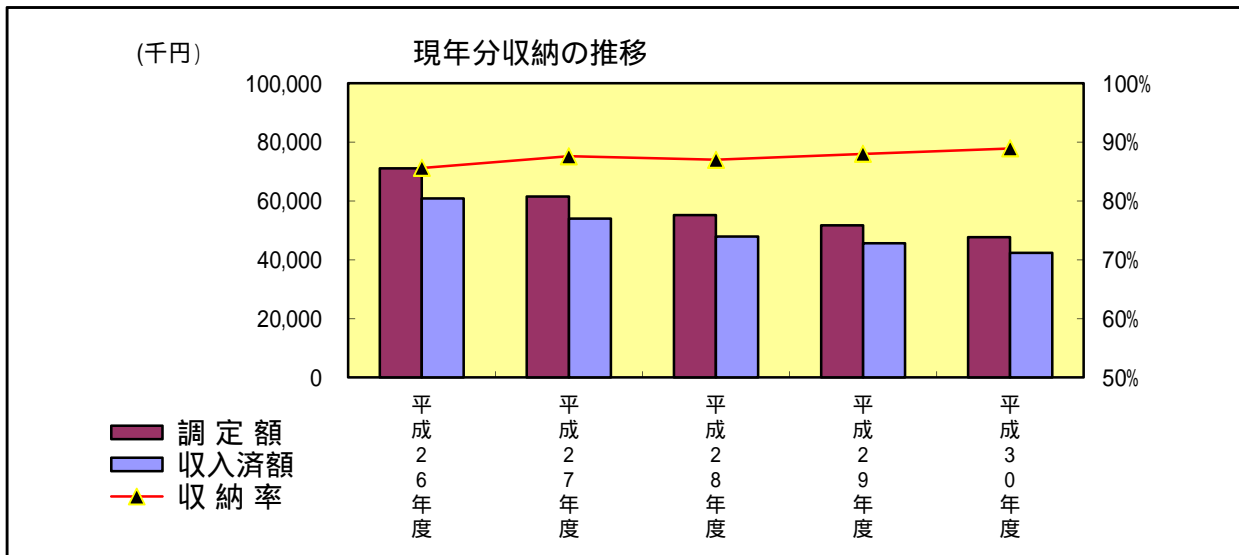
所管課名	子ども・若者部 子ども育成推進課
------	---------------------

1. 収納の現況

(1) 推移

単位：千円

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
現 年 分	調定額	71,039	61,535	55,150	51,742	47,650
	収入済額	60,807	53,957	47,928	45,669	42,371
	収納率	85.6%	87.6%	87.0%	88.0%	88.9%
滞 繰 分	調定額	133,451	124,876	111,806	102,743	93,224
	収入済額	17,442	19,133	14,752	14,063	14,684
	収納率	13.1%	15.3%	13.2%	13.7%	15.8%
計	調定額	204,490	186,411	166,956	154,485	140,874
	収入済額	78,249	73,090	62,680	59,732	57,055
	収納率	38.3%	39.2%	37.5%	38.7%	40.5%
不納欠損額		1,365	1,515	1,533	1,529	1,688
収入未済額計		124,876	111,806	102,743	93,224	82,131
滞納者数		590	587	539	498	391



(2) 目標及び実績

単位：千円

		平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
		目標	実績	目標		
現 年	収納率	90.0%	88.9%	90.0%	90.0%	90.0%
	収入額	38,827	42,371	34,254	30,269	25,948
	収入未済額	4,309	5,279	3,806	3,363	2,883
滞 繰	収納率	13.5%	15.8%	13.5%	13.5%	13.5%
	収入額	12,696	14,684	11,564	10,517	9,551
補足説明		滞繰分については、弁護士委任による整理・回収に加え、滞納者からの一括償還の申出等があったため、目標以上に収納することができた。しかし、平成28年7月末条廃止後の新規貸付が平成30年度末をもって終了し、今後は比較的回収困難なケースの割合がさらに高まっていくことを踏まえ、令和元年度以降は現年・滞繰分とも平成29年度策定の債権管理重点プランによる目標値とする。				

2. 30年度実績に対する評価

長期滞納者について親権者以外の連帯保証人への催告、償還残額を抱えたまま返済が滞っている債務者(16件)への対応を弁護士に整理委任する取組みを前年度に引き続き行った。その結果、現年分の収納率については目標には届かなかったものの、前年度を上回る実績となり、過年度滞納分の収納率については目標を上回ることができた。

3. 目標実現に向けた取組み

	平成30年度の実績	令和元～3年度の実績
策督に促つて催告など徴収強化の方	<ul style="list-style-type: none"> ・償還計画に基づく償還ができなかったものに対し、文書督促、催告を行った。現年度督促(7回) ・過年度滞納者に対し、催告を行った。(1回) ・電話督促を集中的に行った。(年1回) ・償還が滞っている借受人に対し、親権者及び連帯保証人催告を行った。(1回) ・督促状等が送達しなかった借受者及び連帯保証人の現住所確認を行った。(137件) 	<p>早期の催告により、滞納額を増やさないようにするとともに、奨学生、連帯保証人に速やかに催告する。また、住所確認を徹底し、督促、催告が途切れないようにする。</p>
つ回収困難な債権の履行確保に	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由なく、再三の催告にも応じない回収困難な滞納債権について整理・回収を弁護士に委任し、私債権の整理回収を図った。 完済(6件) 滞納分のみ完済(2件) 分割納付の合意(4件) 	<p>(1) 正当な理由なく償還に至らない債権については、弁護士に債権回収を委任し、生活状況の聴取や司法手続きを実施していく。</p> <p>(2) 既に弁護士委任を行った分割償還のケースについては毎月の履行監視をするとともに、償還が滞る場合には訴訟を含め、司法手続きを積極的に行う。</p>
機その他の拡大方策について(納付)	<ul style="list-style-type: none"> ・過年度納付困難者に対して分割納付の対応をした。(19件) ・不納欠損処理を実施した。(7件 1,688,200円) ・口座未登録などで、納付書払いが続いているケースについて、口座振替の勧奨通知を送付した。(1回) 	<p>口座未登録などで、納付書払いが続いているケースについて、口座振替の勧奨通知を送付する。</p>

対象債権名	区営住宅使用料
-------	---------

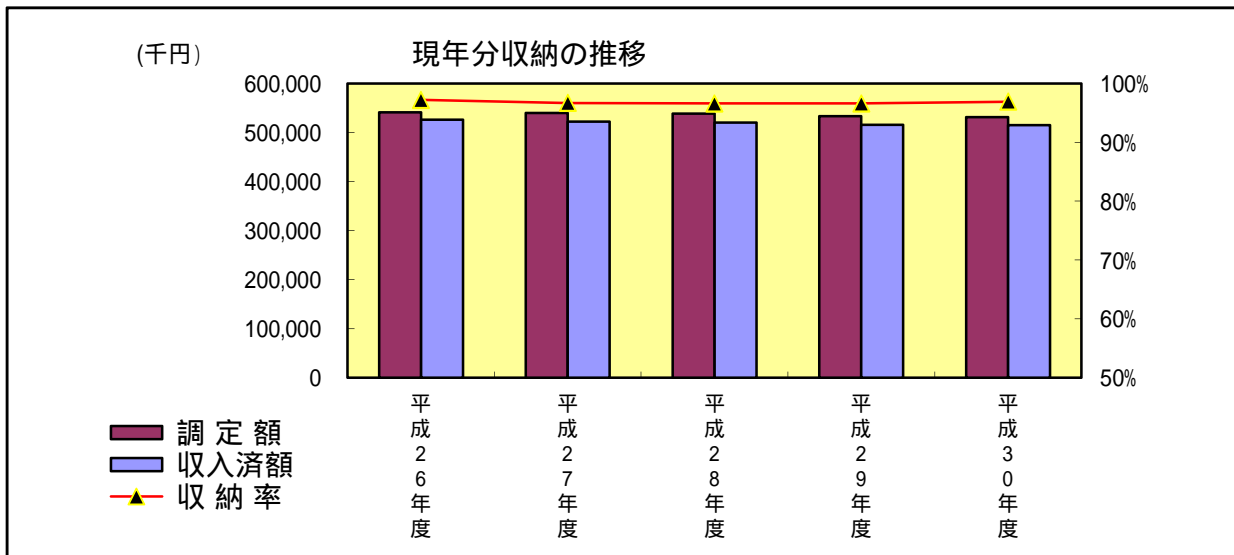
所管課名	都市整備政策部 住宅課
------	----------------

1. 収納の現況

(1) 推移

単位：千円

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
現 年 分	調定額	541,406	539,913	538,464	533,454	531,474
	収入済額	526,075	522,188	520,308	515,480	515,046
	収納率	97.2%	96.7%	96.6%	96.6%	96.9%
滞 繰 分	調定額	37,431	45,263	55,454	66,194	86,467
	収入済額	11,505	9,771	9,323	6,197	10,158
	収納率	30.7%	21.6%	16.8%	9.4%	11.7%
計	調定額	578,837	585,176	593,918	599,648	617,941
	収入済額	537,580	531,959	529,631	521,676	525,204
	収納率	92.9%	90.9%	89.2%	87.0%	85.0%
不納欠損額		0	0	0	0	10,901
収入未済額計		41,257	53,217	64,287	77,972	81,837
滞納者数		102	112	107	136	134



(2) 目標及び実績

単位：千円

		平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
		目標	実績	目標		
現 年	収納率	98.0%	96.9%	98.0%	98.0%	98.0%
	収入額	520,000	515,046	510,000	510,000	500,000
	収入未済額	10,500	16,428	10,400	10,300	10,200
滞 繰	収納率	17.0%	11.7%	17.0%	17.5%	18.0%
	収入額	550	10,158	11,000	11,500	12,000
補足説明		令和元年度～令和3年度の目標値については、平成29年度に作成した債権管理重点プランに定めた目標値を、弁護士による私債権の整理・回収等の強化にあわせ修正した。				

2. 30年度実績に対する評価

・年間計画に基づいた催告により、現年分、滞納繰越分ともに収納率の向上を目指した。特に、電話催告強化の一環として、電話催告センターを利用することにより、現年度の滞納解消に努めた。

・生活保護受給中の入居者については、代理納付の積極的な活用を関係各課に依頼することで、現年分滞納の件数・金額ともに改善がみられた。

・高額滞納者については、弁護士と連携して取り組み、裁判上の和解の申し立て1件と、訴えの提起1件行った。

・一方、滞納繰越分については、生活状況を聴取し、状況に応じた納付相談を行うことで納付に結びつけようと電話や訪問したが、本人と連絡が取れず期待する成果につなげる事ができなかった。

3. 目標実現に向けた取組み

	平成30年度の取組み内容と実績	令和元～3年度の取組み
督促・催告など徴収強化の方策に	<p>(1)滞納者の滞納月数、滞納額及び支払能力に応じた個別対応を戦略的に行うため、電話・訪問を行った。現年度滞納者への対応を中心に、少額滞納者、生活保護受給者、法的措置対象者等、滞納者毎に状況を分析し、特性に合わせて計画的に債権管理を行った。</p> <p>(2)納付誓約者の納付状況を把握し、督促状や電話連絡により、毎月の着実な納付につなげた。</p> <p>(3)連帯保証人に対しても早期に連絡をとることで、滞納の早期解消を図った。</p> <p>(4)生活保護受給中の滞納者については、代理納付指導を強化することで現年分滞納の減少につなげた。(31年3月末現在 代理納付者75名)</p>	<p>(1)滞納者の滞納月数、滞納額及び支払能力に応じた個別対応を戦略的に行っていく。現年度滞納者への対応を中心に、少額滞納者、生活保護受給者、法的措置対象者等、滞納者毎に状況を分析し、特性に合わせて計画的に債権管理を行う。</p> <p>(2)納付誓約者の納付状況を把握し、毎月着実に納付させる。</p> <p>(3)連帯保証人に対しても早期に連絡をとることで、滞納の早期解消を図る。</p> <p>(4)生活保護受給中の滞納者については、代理納付指導を強化することで累積滞納を防ぐ。</p>
回収困難な債権の履行確保	<p>(1)正当な理由もなく、再三の催告にも応じない滞納者に対しては、法的措置を実施した。 和解1件、訴訟1件</p> <p>(2)弁護士による私債権の整理・回収を図った。 弁護士委任案件 9件 債務履行の催告(7～8月) 納付相談の実施(8～9月) 訴訟等対象者の選定(9～10月) 訴訟等提起(31年3月)</p>	<p>(1)正当な理由もなく、再三の催告にも応じない滞納者に対しては法的措置を実施していく。</p> <p>(2)弁護士による私債権の整理・回収を図る。 債務履行の催告(7～8月) 納付相談の実施(8～9月) 訴訟等対象者の選定(9～10月) 訴訟等提起(10月以降)</p>
その他の拡大策について(納付)	<p>(1)初期滞納者へは、電話催告センターを利用した督促による長期滞納の防止。</p> <p>(2)納付困難者に対する分割納付</p> <p>(3)適正な不納欠損の実施 破産による免責決定2件 欠損額10,901,120円</p> <p>(4)収入未申告者とならないよう訪問や文書による督促を行い、収入報告書の提出を徹底させた。</p>	<p>(1)初期滞納者へは、電話催告センターを利用し長期滞納を防ぐ。また、誓約書や即決和解等で分納している者についても、電話催告センターを利用した納付管理を検討する。</p> <p>(2)納付困難者に対する分割納付</p> <p>(3)適正な不納欠損の実施</p> <p>(4)収入未申告者とならないよう収入報告書の提出を徹底させる。</p>

対象債権名	学校給食費
-------	-------

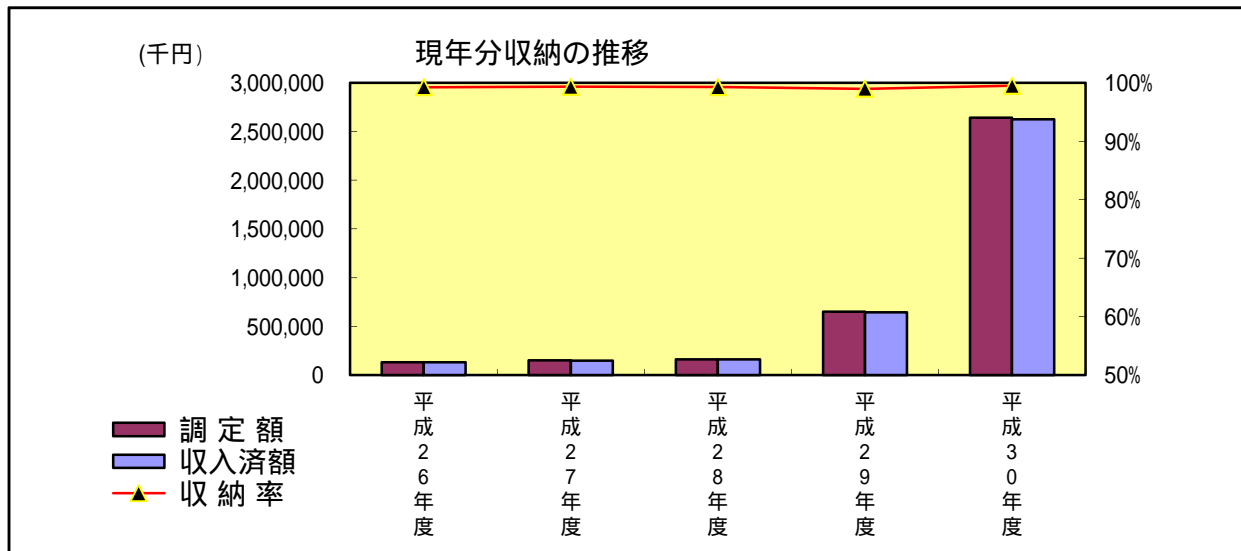
所管課名	教育委員会事務局 学校健康推進課
------	---------------------

1. 収納の現況

(1) 推移

単位：千円

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
現 年 分	調定額	130,446	149,138	159,634	650,085	2,641,404
	収入済額	129,489	148,142	158,486	643,708	2,627,580
	収納率	99.3%	99.3%	99.3%	99.0%	99.5%
滞 繰 分	調定額	5,344	4,903	4,729	4,482	9,962
	収入済額	766	615	817	508	2,935
	収納率	14.3%	12.5%	17.3%	11.3%	29.5%
計	調定額	135,790	154,041	164,363	654,567	2,651,366
	収入済額	130,256	148,757	159,303	644,216	2,630,515
	収納率	95.9%	96.6%	96.9%	98.4%	99.2%
不納欠損額		631	555	578	389	300
収入未済額計		4,903	4,729	4,482	9,962	20,551
滞納者数		139	156	152	513	1,096



(2) 目標及び実績

単位：千円

		平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
		目標	実績	目標		
現 年	収納率	99.4%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%
	収入額	2,789,454	2,627,580	2,842,338	2,896,804	2,958,047
	収入未済額	16,838	13,824	14,283	14,557	14,865
滞 繰	収納率	17.3%	29.5%	29.5%	29.5%	29.5%
	収入額	1,362	2,935	6,887	9,069	10,688
補足説明		現年分、滞繰分ともに平成30年度の収納率は目標を上回った。取組みをより一層進めるため、令和元年度以降の収納率の目標について、平成30年度の実績並に上方修正した。				

2. 30年度実績に対する評価

学校給食費について、平成28年度(2016年度)までは、太子堂調理場から給食を提供している中学校のみを対象に教育委員会が債権管理を行っていた。平成29年度(2017年度)から教育委員会が一括して徴収・管理する給食費の公会計化に移行し、玉川中学校と芦花中学校を除く中学校27校を対象として債権管理を開始した。平成30年度(2018年度)からは、全小中学校90校の債権管理を開始した。

上記に伴い、現年分の調定額については、2,641,404千円と前年度比で1,991,319千円の増額(約4倍)となり、収入済額も2,627,580千円と前年度比で1,983,872千円の増額(約4倍)となった。収納率の目標及び実績について、現年分、滞納繰越分ともに目標を達成し、それぞれ99.5%、29.5%の実績となった。

平成30年度(2018年度)の取組みとしては、口座振替登録が完了していない保護者に対して、口座振替登録を積極的に促した。また、平成31年度(2019年度)入学予定の小中学校新1年生に対して、入学前の保護者説明会にて口座振替登録の案内を行った。

現年の未納者に対しては、毎月の未納額の通知や、学校を通じて保護者面談時に担任から催告書等を手渡し、また、夜間の電話催告を行い納付を促した。一方、滞納繰越分については、定期的な文書での催告に加え、訪問徴収を行うなど、さまざまな取組みを実施した。さらに、債権管理担当と連携を図りながら債権整理を行うとともに、弁護士からの催告等により複数の滞納者について、計画的な納付誓約や、納付が履行された。

今後も、口座振替登録の勧奨を行うとともに、現年分、滞納繰越分ともにさまざまな手法による徴収の取組みを継続していく。

3. 目標実現に向けた取組み

	平成30年度の取組み内容と実績	令和元～3年度の取組み
策督に促す・催告など徴収強化の方	(1) 現年の未納者に対して毎月未納額を通知するとともに、夜間の電話催告で督促を行い確実に収納できるように取り組んだ。(通知月1回、年12回。夜間電話催告年2回。) (2) 在校生に対しては、学校を通じて催告書等を手渡し(年1回)、保護者面談時には担任から保護者へ直接手渡しを行い納付を促した。(年1回) (3) 滞納繰越分については、定期的に文書での催告を行った。また、訪問徴収を効果的に行った。(訪問件数39件、納付誓約書の徴収(5件)、差し置きによる納付(6件:264,778円))	(1) 現年の未納者に対して毎月未納額を通知するとともに、夜間の電話催告で督促を行い確実に収納できるようにする。(通知月1回、年12回予定。夜間電話催告年2回予定。) (2) 在校生に対しては、学校を通じて催告書等を手渡し(年1回予定)、保護者面談時には担任から保護者へ直接手渡しを行い納付を促す。(年1回予定) (3) 滞納繰越分については、定期的に文書での催告を行う。また、訪問徴収を効果的に行う。
つ回収いて困難な債権の履行確保に	(1) 効果的な電話催告、訪問徴収を行い、納付に繋げた。 (2) 納付及び納付相談にも応じない滞納者について、弁護士による催告等を行った。(委任件数23件、納付誓約書の徴収(1件)、納付(11件:596,270円))	(1) 効果的な電話催告、訪問徴収を行い、納付に繋げる。 (2) 納付及び納付相談にも応じない滞納者について、弁護士による催告等を行っていく。
機そ 会の 他 の 拡 大 等 に つ い て (納付)	平成29年度(2017年度)からの給食費公会計化に伴い、給食費対象校が拡大したことを踏まえ、現年徴収を基本として以下のとおり取り組んだ。 (1) 給食費の口座振替登録を積極的に促した。 (2) 就学援助制度について周知し、学務課と連携したうえで、受給者の給食費を就学援助費から充当することにより、未納の発生を抑えた。	平成29年度(2017年度)からの給食費公会計化に伴い、給食費対象校が拡大したことを踏まえ、現年徴収を基本として以下のとおり取り組む。 (1) 給食費の口座振替登録を積極的に促す。 (2) 就学援助制度について、令和元年10月からの制度拡充内容も合わせて周知し、学務課と連携したうえで、受給者の給食費を就学援助費から充当することにより、未納の発生を抑える。